



ピロリ菌除菌治療費の助成制度について

輪之内町では、胃がん発症リスクを高めるといわれているヘリコバクター・ピロリ菌の除菌治療に要する費用の一部助成を行っています。

【対 象】 治療開始年度の4月1日において40歳から75歳未満の方
(1人1回のみ)

ただし、治療開始日がH29.4.1以降から対象となります。

【助 成 額】 除菌に要した費用から3,000円をひいた額(上限20,000円)

【医療機関】 かかりつけの医療機関

【手 続 き】 除菌治療終了後6ヶ月以内に以下の書類をご持参ください。
後日、口座振り込みとなります。

【手続きに必要な物】

- 輪之内町ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成申請書(記入してご持参ください)
- ヘリコバクター・ピロリ除菌治療報告書(記入してご持参ください)
- 振込先の分かるもの(通帳など)
- 印鑑(スタンプ式でないもの)
- 検査又は治療に係る医療機関、調剤薬局の領収書及び診療明細書(宛名明記のもの)
領収書は原本をいただきます。控えの必要な方は、申請の際にお申し出ください。
- 請求書(日付空欄)



* 除菌治療への助成制度のため、ピロリ菌に感染しているかどうかを調べるための初回検査や同時に行った他の疾患の治療費、各種証明発行費用等については助成対象とはなりません。

その他、ご不明な点がございましたら保健センターへお問い合わせください。

問い合わせ先：輪之内町保健センター

TEL 69-5155

